

自動車であって諸元表に記載された類別区分番号に対応する乗車定員のもの」として規定の適用を判断することができる。

4-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

- (1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1 (3) ①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.を準用するものとする。

- (2) 用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上、車いすを固定する場所は、有効長さ 700mm 以上、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上であること。

ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。

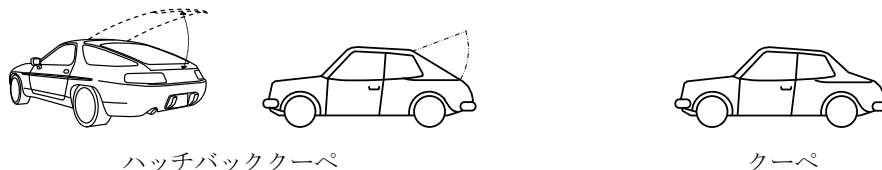
4-17 貨物自動車の審査

4-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。

- (1) ハッチバッククーペ（同様の構造をもつ自動車を含む。）は、用途区分通達における物品積載設備の上方が開放される構造の自動車とは判断しない。

（参考図）



- (2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近までであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同等な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。

- ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車
 - ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
 - ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
- (3) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1) 及び用途区分通達により審査するものとする。

4-17-2 制動装置の規定の適用

乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車（乗車定員 10 人未満（平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、乗車定員 11 人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、7-15 の規定にかかわらず、7-16 の規定を適用することができる。

ただし、次に掲げる自動車については、7-16-5 の規定は適用できないものとする。